

警察予備隊令施行令案

内閣は、警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）第三條第三項及び第八條第四項の規定に基き、この政令を制定する。

（警察予備隊の職員任命）

第一條 警察予備隊の職員（以下「職員」という。）は、警察予備隊本

部長官（以下「長官」という。）が任命する。

又、前項の任命権の一部を他の職員に委任することができる。

（警察予備隊本部の職員）

第二條 警察予備隊本部（以下「本部」という。）に、長官及び次長の

外、左の職員を置く。

長官秘書官

官房長

局長

課長

部員

事務官

（警察予備隊の警察官の階級）

第三條 警察予備隊の警察官（以下「警察官」という。）の階級は、左

のとおりとする。

警察監（少将）

警察監補（中將）

一等警察正

右のうへにともつて、高級隊員、旧官制の、中、少将

二等警察正

警察士長 ハナ

一等警察士

二等警察士 ハナ

一等警察士補 ハナ ハナ

二等警察士補

三等警察士補 ハナ

警査長

一等警査

二等警査

(職員採用)

第四條 職員採用は、競争試験によるものとする。但し、競争試験以

外の能力の実証に基く選考の方法によることを妨げない。

2 前項の競争試験及び選考その他職員採用の方法及び手続に關し必要事項は、総理府令で定める。

(一等警察士補等の警察官の任用期間)

第五條 トエハ 一等警察士補、二等警察士補、三等警察士補、警査長、一等警

二年あつては
こと引とり
二年あつては

査及び二等警査(以下「一等警察士補等」という。)は、二年を期間として任用されるものとする。但し、二年を経過した場合において、志願をしたときは、長官の定めるところにより、引き続き任用されることができらる。

（一）昇任の昇任

第六條 職員の昇任は、その職より下位の職の在職者の間における競争試験によるものとする。但し、勤務実績に基く選考によることを妨げない。

2 前項の競争試験及び選考その他職員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

（欠格條項）

第七條 左の各号の一に該當する者は、職員となることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者 執行猶予の満了を以て
- 三 法令の規定による懲戒の処分を受け、当該処分の日から二年を経

過しない者

四 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職員は、前項各号の一に該當するに至つたときは、総理府令で定める場合を除く外、当然失職する。

（職員の休職、免職等を行う者）

第八條 職員の休職、復職、退職及び免職は、長官又はその委任を受けた職員が行う。

（人事に關する不法行為等の禁止）

第九條 職員に關する國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第

三一九から第四十一條までに規定する人事に関する不法行為、虚偽
手紙、情報提供又は受賄若しくは任用の阻害の禁止については、これ
らの規定の例によるものとする。

（条件附任用）

第十條 職員の採用及び昇任は、すべて条件附のものとし、その職員が
その職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好
な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件附任用に關し必要な事項又は条件附採用期間であつて六月をこ
える期間を要するものについては、総理府令で定める。

（職員の規律及び懲戒）

第十一條 職員の規律及び行為に關する規定並びにこれらに違反した場

合の懲戒処分及び懲戒処分を行う権限については、別に総理府令で定
める。懲戒処分に対する個々の審査請求については、その総理府令に
規定されるものとする。

（表彰）

第十二條 警察予備隊の表彰は、左のとおりとする。

- 一 功勞章
- 二 功績章
- 三 勤劬章
- 四 賞詞
- 五 賞状

六 威嚇状又は他方章 威嚇状は威嚇を以て行ふことをいふ

表彰に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(警察官の司法警察職員としての職務)

第十三條 警察官のうち部内の秩序維持の職務に従事する者は、左に掲

警察官たる者
非警察官たる者
のいふ

げる犯罪について司法警察職員として職務を行う。

一 職員が犯した犯罪又は職務に従事中の職員に対する犯罪その他職

員の職務に關し職員以外の者の犯した犯罪 警察官たる者

二 警察予備隊の庁舎、宿舍その他の施設内における犯罪

三 警察予備隊の物件に対する犯罪

2 警察官は、警察予備隊令第三條第一項の規定による警察予備隊の行

動に際し、司法警察職員として、現行犯人の外刑事訴訟法(昭和二十

三年法律第三百三十一号)第二百十條の規定により被疑者を逮捕するこ

とができる。この場合においては当該現行犯人又は被疑者をすみやか

被疑者

に(被疑者については刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕

状を得た後すみやかに)権限を有する国家地方警察又は市町村警察の

その外ははる
はつてば義務
を負はざらる

警察官又は警察吏員に引き渡さなければならぬ。但し、これを引き

渡すことのできないやむを得ない事情のある場合には、なお引き続き

当該現行犯人又は被疑者に係る事件の継続処理に必要な限度において

司法警察職員として職務を行うことができる。

3 前二項の規定により司法警察職員として職務を行う警察官のうち、
警査長以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 国家公務員のための開設宿舎に関する法律の施行に際する政令（昭和二十五年政令第八十号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一号中へ号の次に次のように加える。

ト 警察予備隊の部隊